

第 6 2 回 価格調査評価監視委員会 開催結果報告

このほど第 62 回（2019 年度第 3 回）価格調査評価監視委員会が開催されましたので議事概要について報告いたします。本委員会は、当会の調査基準、調査実施状況、調査結果等の妥当性、透明性について外部有識者が評価、監視するものです。

[議事概要]

開催日時	2019 年 10 月 30 日（9 時 56 分～11 時 40 分）
開催場所	一般財団法人 経済調査会 会議室
出席委員	小林誠治（委員長）、齊藤浩司、榊原渉、塩田克彦、渡部正（五十音順）
議 題	1. 前回委員会議事録（案）の承認 2. 事例審議 (1) 自主調査：小型立坑（鋼製ケーシング）（関東） (2) 受託調査：プレキャスト P C 床版（松山道／双海・中山地区、伊予地区）

[議事要旨]

議 題 ・ 質 問	説 明 ・ 答 弁
1. 前回（第 61 回）委員会議事録（案）の承認	○ 事前に配布した議事録（案）について確認、承認された。
2. 事例審議 (1) 自主調査「積算資料」9 月号より、「小型立坑（鋼製ケーシング）」（関東）について審議。	○ （説明）小型立坑（鋼製ケーシング）（関東）の概要を説明した後、調査総括表、調査情報票等にしたがって調査プロセス、調査結果等を説明。
○ 調査において需要の 7 割程度をカバーしているという割合は、どのようにして把握しているのか。	○ 施工業者へのメーカーの確認と、各工法としてのシェアを踏まえると、回答を得た事業所分で関東の 7 割程度は押さえていると捉えている。
○ かなり安い価格を回答した事業所があるが、何か理由があるのか。	○ 供給先の工法が後発で、先発工法に対し競争力の点で引けを取るようなケースにおいて、価格を抑えるためにメーカー側が協力している。
○ メーカー側の協力とは、加工費を企業努力で圧縮しているということか。	○ 加工費のほか、中小規模のメーカーの場合は経費を抑えることで協力するケースもあるもよう。

議 題 ・ 質 問	説 明 ・ 答 弁
<ul style="list-style-type: none"> ○ 施工業者に行うメーカーの確認は、どれ位の頻度で行い更新しているのか。 ○ メーカーリストは年 2 回の更新で大きく変化するのか。 ○ 調査対象事業所に關し、取扱量が多く信頼度が高いということはどのようにして把握するのか。 ○ そのように客観的で定量的なデータが資料上に示されると、経過がわかりやすい。 ○ 関東の調査において、遠距離で輸送費が不利となる関西のメーカーを対象とする必要があるのか。 ○ 聞き取り調査で確認した需給動向や市況動向に関する情報は、『積算資料』に掲載するのか。 ○ ベースサイズは、どのようにして決めたのか。他の資材のように『積算資料』で太字表示にはしないのか。 ○ 様々な工法があるが、鋼製ケーシングそのものは同じなのか。 ○ 関東以外の掲載地区についても同様の調査を行っているのか。 <p>(2) 受託調査「プレキャストPC床版」(松山道／双海・中山地区、伊予地区) について審議。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施工業者に対する書面調査のなかで、製造を委託しているメーカーに関する記入項目を設けており、年間 2 回実施して更新している。 ○ 新規の参入は多くないため、大きな変化はない。 ○ 製品は全国で年間 8,000 基程度使用され、関東はその 20～25%程度を占める。これに対するメーカーごとの年間供給量を把握して参考としている。 ○ 資料の作成において今後留意したい。 ○ 需要者側から関東で関西製品を使用した情報の提供があったため、そのメーカーを聞き取り調査の対象としたが、実績は少なかった。そのため、調査で得た情報は他地区を含む全国の調査で参考とした。 ○ 主要な資材は市況動向等を掲載するが、今回の対象資材は使用頻度や変動が少なく年 2 回の調査としており、価格以外の情報は掲載していない。 ○ 資料では、需要の 5 割程度を占め、下水道の標準歩掛表でも標準として推奨される規格を代表的に示した。但しベースサイズとしては設定していないため、誌面では太字表示にしていない。 ○ 同サイズであれば鋼製ケーシング自体は同じであり、設置するときの機械が異なる。 ○ 全国一斉に、同様の調査を行っている。地区により母集団は変わってくる。 <p>○ (説明) プレキャストPC床版(松山道／双海・中山地区、伊予地区)の特徴と受託業務の概要を説明した後、調査方法、回収データの状況、調査プロセス、調査結果等を説明。</p>

議 題 ・ 質 問	説 明 ・ 答 弁
<ul style="list-style-type: none"> ○ 特注品としてメーカーへ仕様書、図面に基づく見積を依頼した際に、質問等はあったのか。 ○ 質問に対応した記録は残しているのか。 ○ 調査結果の集計の中で使われている「使用数量」とは、各社が工事業者として年間に使用するP C床版の数量か。 ○ 一番安い価格を代表値としたことには何か理由があるのか。 ○ 安い価格が積算で使用されることが、工事の入札に影響することはないのか。 ○ 最も頻度の高い価格で代表値を決定する方法とは異なるのではないか。 ○ 各対象事業所の過去1年間の取扱量などは、把握しているのか。 ○ 報告はP C床版の価格と運搬費を分けた形で行うのか。 ○ 製品価格と運搬費を分けて報告するよう依頼があれば対応するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重量計算書に関する内容確認の問い合わせがあった。発注者へ記載に間違いのないことを確認し、結果は調査対象事業所全てに連絡した。 ○ メール記録を残し管理している。 ○ 発注者からの調査依頼において、P C床版の対象規格ごとに使用枚数が示されており、その数量を「使用数量」としている。 ○ 結果として最安値が代表値となったが、それが決定理由ではなく、四国地方での供給実績が多くてシェアも高く、かつ本件へ問題なく供給可能で納入意欲が高い事業所の価格を採用した。 ○ 価格が安ければ過小、高ければ過大となる可能性があるため、単に価格ではなく各社の実績や供給姿勢も十分に踏まえるよう留意している。 ○ 本件は具体的な工事案件を前提とする受注生産品の調査であり、製品の特性上最頻値の特定が困難なことから、『積算資料』に掲載があるような取引事例が多い製品の価格を調査するケースとは異なる方法を採用している。 ○ 公表資料などがなく正確な把握は難しいが、指標としたメーカーが、近年四国で実績を大きく増やしていることは聞き取りで確認している。 ○ 現場持込み価格として調査の依頼を受けており、報告は分けない形としている。 ○ 機器類などは積算方法の違いから工場渡し価格を報告するケースがあるが、土木資材の場合は現場持込み価格での報告が一般的である。
<p>・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>次回委員会の確認</p>	<p>・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>4月24日頃を予定</p>

価格調査評価監視委員会規約

(目的)

第1条 一般財団法人経済調査会が実施する資材価格及び工事費(以下「資材価格等」という。)の調査について、その妥当性・透明性を高め、調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者による価格調査評価監視委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、理事長の委嘱に基づき、次の事務を行う。

- 一 次の事項について、審議すること。
 - イ 資材価格等の調査基準
 - ロ 調査基準に基づく調査実施状況
 - ハ 資材価格等の調査結果
- 二 前号において、審議の対象とする資材価格等は、定期刊行物掲載価格に係る調査及び受託調査のうちから委員会を選定する。
- 三 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

(委員会の委員及び任期)

第3条 委員は、公正中立の立場で審議を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員8人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。また委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集し、原則として年に3回開催する。

(審議結果の報告)

第6条 委員会は、第2条により審議の対象となった事項に関し、改善すべき事項があると認めたときは、理事長に対し報告する。

- 2 前項の報告及びそれにもとづく改善措置は、その内容を公表する。
- 3 委員会の審議結果は、委員会開催後、国土交通省に報告するものとする。

(委員会の意見等の聴取)

第7条 委員会は、第2条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、一般財団法人経済調査会価格調査評価監視委員会事務局に置く。

附則

この規約は、平成15年10月29日から施行する。
この規約は、平成24年7月27日から改定施行する。
この規約は、平成28年4月20日から改定施行する。
この規約は、平成29年4月21日から改定施行する。

価格調査評価監視委員会委員名簿（五十音順）

小林 誠治	(一財) 公会計研究協会 参与
齊藤 浩司	齊藤浩司公認会計士事務所 公認会計士
榊原 渉	(株) 野村総合研究所 コンサルティング事業本部 グローバルインフラコンサルティング部長/上席コンサルタント
塩田 克彦	(株) NTTファシリティーズ エンジニアリング&コンストラクション事業本部 コンストラクションマネジメント部部长 (公社) 日本建築積算協会顧問
關 豊	J R 東日本コンサルタンツ (株) 博士 (工学)
渡部 正	日本大学 生産工学部 土木工学科 教授 博士 (工学)